

仕 様 書

盛岡市立総合プールにおいて、各種水泳競技大会における記録を計測するためのタッチプレート賃貸借を次のとおり行う。

1 件 名

盛岡市立総合プールタッチプレート賃貸借契約（長期継続契約）

2 期 間

- (1) 契約期間 契約締結の翌日から令和14年2月29日まで
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約
- (2) 賃貸借期間 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

3 設置場所

盛岡市立総合プール（盛岡市本宮五丁目3番1号）

4 賃貸借の内容

(1) 概要

競泳用自動審判計時装置の構成機器となるタッチプレートの賃貸借を行うもの。

既存の盛岡市立総合プール水泳競技計測システムにレーンボックスを介して接続することで、水泳競技におけるターンやゴールタッチに対して瞬時に反応してタイム計測を行うことができるものとする。なお、水しぶきや波では反応せず、背泳でのゴールタッチの際にタッチプレートの上部縁を押した場合でも反応できる構造のものとする。

(2) 機器詳細

No.	品名	仕様等	数量
1	タッチプレート	メーカー：セイコータイムクリエーション（株） 外形寸法：W2,400×H900×D77.5mm 適 合 等：世界水泳連盟ルール適合品、 （公財）日本水泳連盟AA級/A級公認 表面パネル：高耐衝撃性樹脂板 感 圧 面：厚さ10mm 重 量：約22kg	20台
2	アタッチメント金具	上記タッチプレート適合品	4個

5 機器等の保守・納入

- (1) 機器等の納入は、設置場所への納入前に交流推進部スポーツ推進課に確認を行い、その指示に従うこと。
- (2) 機器等の納入には、動作確認及び取扱操作指導を含み、水泳の競泳大会における記録計測の際に正常にシステムが動作することをもって、それを認めるものとする。
- (3) 保守に係る消耗品及び故障箇所修復部品代は、発注者の負担とする。
- (4) 賃貸借期間満了後、受注者は当該機器の所有権を現状有姿のまま無償で、発注者に譲渡することとする。

6 代金の支払

毎月均等払とし、当該月分の履行完了後に所定の方法により請求、支払をするものとする。
なお、契約締結の翌日から令和9年2月28日までは準備期間とし、この期間においては、この契約に基づく業務の履行は無く、支払いも無いものとする。

7 その他

その他、この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定することとする。